

2002年8月27日

大阪府地方労働委員会

会長 田中 治 殿

申立人	所在地	大阪府中央区北浜東1-17 日本ワードデータビル8階
	名称	大阪教育合同労働組合
	代表者	執行委員長 山下恒生
申立人	所在地	大阪府中央区北浜東1-17 日本ワードデータビル8階
	名称	全国労働組合連絡協議会大阪府協議会 (大阪全労協)
	代表者	議長 前田裕晤
被申立人	所在地	大阪府吹田市山手町3丁目3番35号
	名称	学校法人 関西大学
	代表者	理事 羽間平安

準備書面(1)

1. 請求する救済の内容(1)について

申立人は、本件不当労働行為の救済内容として、(1)被申立人(以下、「関大」という)は、申立人大阪教育合同労働組合(以下、「教育合同」という)の2000年11月27日付および2001年6月21日付団体交渉申入書記載の団交事項である雇用保険加入に関して、従前の見解を変更する場合は、教育合同と誠実に団交を行わなければならない、と請求している。

ところで、上記申入書に基づいた団交は3回開催され、3回目の2001年9月26日の団交で、教育合同が、雇用契約3年期限撤廃要求・雇用保険加入要求・私学共済加入要求に関して団交ではこれ以上の進展は不可能と判断して争議行為に入ることを宣言したことは争いのない事実である(大労委2002年(不)第1号事件救済申立書7ページ、同第4回審問速記録28ページ池内証言)。この団交中断にあたり、教育合同は「大学側に回答の変更があるようであれば、いつでも団交に戻ってくるから連絡をされたい」と述べたことを被申立人は承知しており(大労委2002年(不)第1号事件第4回審問速記録28ページおよび38ページ池内証言)ながら、「3年の期限の問題も、特に進展がないから、別に連絡していない」としている(同第4回審問速記録38ページ池内証言)。

ところが、被申立人は2002年6月に組合員に雇用保険加入手続き書類を送付して過

去2年分の保険料支払いを求めてきた。このことは、団交事項であった雇用保険加入要求に関しては、被申立人は遅くとも同年6月までには従前の見解を変えて、組合の意向に添った形で事態を「進展」させていたことを意味している（被申立人答弁書第2.4）。

そこでまず、交渉打ち切り後における使用者の団交応諾義務について考えるに、「交渉行き詰まりによる打ち切り後においても、交渉再開が有意義なものとなることを期待せしめる事情の変化が生じれば、使用者は交渉再開に応じる義務がある。なお、労使の主張対立の強さから一方または双方によって交渉決裂が宣言される際には、交渉行き詰まりに達している場合と達していない場合（たとえば、当事者のかけ引きで決裂する場合）とがあらう。後者の場合には、使用者の団交義務は存続しうる」（菅野和夫「労働法第五版補正二版、529ページ）のであるから、被申立人は教育合同との団交を再開しなければならないのである。

この団交再開に当たり、教育合同は被申立人がいつ従前の見解を変更するのか、被申立人から知らされる以外に知るよしもないのであるから、団交中断に当たり、そのような進展がある場合には連絡するように求めたのである。この教育合同の申し入れを、被申立人は十分承知しており、雇用保険加入要求についての従前の見解を変更したことも認めているながら、教育合同に連絡をすることなく、直接組合員に働きかけたのであるから、誠実団交義務を果たしていないことになる。

2. 請求する救済の内容（2）について

被申立人は、救済内容（2）に関して、申立人の意思に応じているのだから、「申立人から主張の『協議』をする必要も、理由もない」（被申立人答弁書第2.3）としている。

教育合同が雇用保険加入を要求したのは、それが法律事項であること、さらに組合員が解雇の危機にさらされていたこともあって、全教員の加入および解雇に先だつての加入を求めたのである。しかるに、被申立人は、ごく一部の特任講師だけの加入で、しかも解雇してからの加入の手続きを開始し、さらに過去2年分の保険料支払いまで求めてきた。このような事柄こそ、団体事項として団交の中で協議をして合意を経た上で加入手続きを開始すべきものである。なぜなら、労働組合の要求事項について使用者と合意するか否かは、労働組合が自主的に決定すべき事項だからである。

「使用者が組合の要求に対して、わざとか組合に回答せず、組合をさしおいて直接に従業員に回答した、……ことは『組合の存在をことさら無視し、組合は不必要であるとの念を組合員に与えようとしたもので』支配介入となる」（塚本重頼「不当労働行為の認定基準」343ページ）のであるから、被申立人の行為は典型的な支配介入なのである。

以上